

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和3年3月23日

2. 認定事業再編事業者名

ティーエスフーズ株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

ティーエスフーズ（株）は餃子、焼売等の製造を行っているが、本社工場の老朽化により建て替えが不可能であるため、新たな場所へ移転し、本社工場を拡張、新設する。老朽化した設備から、省人化が期待できる新設備を入替することにより、生産効率を上げ生産量及び売上の増加を図ることを目標とする。

現在の売上は19億円前後であるが、本社移転後、5年後の売上目標は30億円を目指す。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

新本社工場の稼働により、一連のライン設備を導入するなど、新規設備を導入することにより、生産能力を現行から59%増強させる。

生産量の増加に伴い、キャベツ調達量を令和1年度の650tから令和6年度には1,400tまで増加させることを目標とし、茨城県産キャベツを令和1年度の290tから令和6年度には350tまで増加させることを目標とする。茨城県内の農業者2~3先と新規契約するほか、農業法人においては、まずは50a規模拡大し25t程度の出荷量の増加が見込まれる。以上のような取組により、生産者の経営安定、発展に寄与する。

現状では売上の維持に最低でも90名以上の人員が必要であるが、目標年には売上が1.5倍程度増加するにも関わらず、115名の人員での操業が可能となり、25名程度の人員削減が可能となる。

② 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上に関しては、令和6年度には、令和1年度に比べて、従業員一人当たりの付加価値額を40%向上させることを目標とする。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

財務内容の健全性の向上に関しては、令和6年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの7倍、経常収支比率は108.1%となる予定である。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

飲食料品の製造事業（冷凍調理食品製造業）

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

保有する施設の相当程度の撤去及び設備の廃棄

（事業方式の変更）

新本社工場の稼働による生産量の増加に伴い、キャベツ調達量を令和1年度の650tから令和6年度には1,400tまで増加させる。うち、茨城県産キャベツは令和1年度の290tから令和

6年度には350tまで増加させる。

また、新工場移転を機に冷蔵庫を拡張することで、1日2回の配送から、1日1回の配送が可能となり、配送コストの年間100万円程度の削減を見込む。

老朽化した本社工場撤去及び新工場への移転により、一連のライン設備など新規設備を導入することにより、生産性の向上を図る。また、自動蒸し機・フリーザーの導入により均一な品質を確保するとともに、動線や製造環境の整備を行うことで衛生管理の強化を図る。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても十分に持続可能なものと見込まれる。また、一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(2) 事業再編を行う場所の住所

旧本社工場：埼玉県草加市柿木町1186

新本社工場：茨城県つくばみらい市富士見ヶ丘3丁目8

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期 令和3年4月

終了時期 令和7年5月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

該当なし。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件		
<p>十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄</p>	<p>撤去する施設とその内容 埼玉本社餃子等製造工場等 撤去期日：令和4年度中 撤去比率：97.7%</p>	
法第2条第5項第2号の要件		
<p>農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化</p>	<p>埼玉工場を撤去し、新本社工場に移転し、新規設備の導入により生産体制の効率化を図る。 生産量の増加に伴い、国内産キャベツの調達量を増加させる。うち、茨城県産キャベツの調達量も増加させる。</p>	<p>法第25条第1項（株式会社日本政策金融公庫による長期・低利の資金の貸付） 租税特別措置法第46条2の割増償却等（認定事業再編計画に基づく事業再編促進機械、建物等の割増償却）</p>